

施工条件の明示書

日の出水路護岸改修工事（その２）

1 工程関係

- ☐ 他の工事の施工により、当該工事の施工時期・全体工程に影響がある。

- 施工期間・施工時間・施工方法について制限等がある。
 - ・ 施工については施工時間 9:00～17:00 までの昼間工事とする。
また、道路使用許可書等に記載されている施工時間を越えて作業する事態が発生した場合には、速やかに管理者及び監督職員に連絡すること。
 - ・ 車両交通規制については、道路幅員が狭いため車両通行止めでの施工が多くなることから、作業内容等を近隣住民に、あらかじめ連絡し、車両等の出入りに支障がないよう特段の配慮が必要である。
 - ・ 関係機関、町会等から時間的制約条件等を付された場合は、速やかに監督職員と協議すること。
 - ・ 施工方法については、設計図書を参照のこと。

- 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある。
 - ・ 公有水面内での施工となるため、千葉港長・葛南港湾事務所・千葉県漁業協同組合連合会・船橋市漁業協同組合と協議が必要となることから、監督職員と協議を行い、指示に従うこと。
なお、上記の件について関係機関との協議成立後に施工すること。
 - ・ 本工事は供用中の公共道路を占有するため、道路管理者及び所轄警察署等、関係機関と協議が必要である。
 - ・ 本工事は供用中の公有水面を占有するため、管理者等、関係機関と協議が必要である。

2 用地関係

- ☐ 工事用地等に未処理部分がある。

- 施工ヤード・工事用資機材の保管及び仮置きが必要である。
 - ・ 施工ヤード・工事用資機材仮置場、現場事務所等については施工者において検討を行うこと。なお、現況、又は地目が農地のときは、農地の一時転用申請を行うこと。

3 周辺環境保全関係

- 周辺環境保全の為、施工方法・機械施設及び作業時間等に制限がある。
 - ・ 住宅地内での工事となるため、騒音・振動の発生の低減に特段の配慮が必要である。
 - ・ 建設機械については、住宅地内での工事であることを考慮し、油圧式可変超高周波型・低騒音型を使用すること。また、資材搬出入車両についても小型車を積極的に使用すること。なお、機械類を操作している者が離れる場合においては、原動機を止め、或いは電源を切ること。
 - ・ 隣接住民と相互の連絡調整を密にして作業を実施すること。
- 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼす事が懸念される。
 - ・ 本工事は住宅地内での工事であるため、振動・騒音の発生の抑制に努めること。
 - ・ 工事中は、歩行者用通路を確保すると共に第三者の安全について十分に配慮し、事故のないよう施工すること。また、雨天後には、現場の点検を実施すること。
- 濁水・湧水等の処理で特別の対策を必要とする。
 - ・ 公有水面内での施工時には、事前に汚濁防止膜を設置し、周辺に濁水が飛散しないよう十分に配慮すること。また、汚濁防止膜の設置位置については、事前に監督員と協議の上、千葉港長・葛南港湾事務所・千葉県漁業協同組合連合会・船橋市漁業協同組合と協議すること。
- 家屋調査を行う。

4 安全対策関係

- 交通誘導員の配置が必要である。
 - ・ 工事区域については一部工事施工時、一般交通に支障をきたす為、適正に交通誘導員を配置する必要がある。
 - また、車両通行止めに際して、迂回路等にも交通誘導員・案内板等を必ず配置し、一般交通に支障をきたさないよう配慮すること。
 - ・ 工事区域内には幅員の狭い道路もあるため住民の車両の出入り等に十分配慮すること。
 - ・ 交通誘導員は、現場条件に応じ適宜配置し、車両が円滑に通行できるよう努めること。なお、交通誘導員は、施工時間中随時配置するものとし、施工の休憩休息時間についても交代で交通誘導を行うこと。
 - ・ 近隣で他の工事と競合する場合は、迂回路等の関係で交通誘導員の配置につい

て調整が必要になるので、受注者間において調整を行いその結果を監督職員に報告すること。

- 鉄道・ガス・電気・電話・水道等の施設と近接する工事での施工方法・作業時間等に制限がある。
- 有害ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要である。
- 漁業組合との協議により航路に影響があると考えられる工種施工時には、巡視船の配置が必要である。

5 工事用道路関係

- 一般道路を搬入路として使用する場合は搬入経路・使用時間・使用期間等の制限及び使用後の処理に関する条件がある。
 - ・ 近隣地区で他の工事等と競合する場合には、搬入経路、使用時間等、関係機関との連絡・調整を密に行い施工すること。
 - ・ 現場近くでの工事車両の待機は行わないこと。また、工事車両待機時は必ずエンジンを切ること。
- 仮設路を設置する場合の設置期間・安全施設・維持補修の内容及び工事終了時の処置がある。

6 仮設工関係

- 仮栈橋、高欄等の仮設物を他の工事に引き渡す及び引き継いで使用する。
 - ・ なお、仮栈橋については、10年程度継続的に使用することから、経年劣化を考慮の上設計照査を行い、監督職員へ報告すること。
- 仮設工の構造及び施工方法を指定する。
 - ・ 本工事で施工する仮栈橋については、来年度以降の重機乗入部として使用する計画であるため、仮栈橋工の構造を契約図書の通り、指定する。

ただし、契約図書と同等以上の機能および構造を有し、他の埋設物等の切り廻し等が新たに発生しない場合で、一般交通に支障がなく、道路等の現有機能および、関係法令、関係技術基準・指針等に沿った施工の安全性が確保される場合は、監督職員と協議のうえ、変更することができる。ただし、その際は設計変更の対象としない。

詳細については、契約図書を参照すること。

7 建設副産物関係

- ☐ 残土・産業廃棄物が発生する。
 - ・ 概算数量については、船橋市下水道工事特記仕様書を参照すること。
- ☐ 指定処分である。
 - ・ 処分先については、船橋市下水道工事特記仕様書を参照すること。
- ☐ 地質分析が必要である。
 - ・ 建設発生土の処分については、事前に処分先の建設発生土管理基準に定められている項目、測定方法にて地質分析を行うこと。

8 事前調査関係

■事前調査の注意点

- ・ 工事着手前に、既存護岸の空洞調査を行い、監督職員へ報告を行うこと。その後、空洞注入を行うこと。
- ・ 工事着手前に、公有水面内の磁気探査を行い、監督職員へ報告を行うこと。残存機雷等が発見された場合は、千葉港長・葛南港湾事務所・千葉県漁業協同組合連合会・船橋市漁業協同組合に報告を行い、処分方法等について協議を行うこと。
- ・ 工事着手前に必ず水準測量・路線測量を行い、設計図書との比較をし、監督職員へ報告すること。
- ・ 事前に道路境界査定図に基づき境界標の有無の確認をし、撤去が必要となる際には引照点を設け復元すること。なお、写真等で報告書を作成し提出すること。また私道についても、道路上の鉋等の有無について調査を行い、撤去が必要となる際には引照点を設け復元すること。ただし、鉋等を一次撤去する際には、近隣住民へ一次撤去復元の了承を得てから行うこと。

9 工事支障物関係

- ☐ 地下埋設物等の事前調査を必要とする。
- ☐ 地上・地下等に占用物件等の工事支障物が存在する。
- ☐ 地上・地下等に重要な占用物件等が存在する。
- ☐ 当該工事に関連して地下埋設物の切り廻し工事を予定している。
- ☐ 切り廻し工事の掘削部分の舗装復旧を予定している。
- ☐ 残置石綿管（水道管）の撤去が必要になる。

1 0 地盤改良工関係

☐ 薬液注入等を行う。

■ 高圧噴射攪拌工を行う。

- ・ 工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しこの結果を監督職員に報告しなければならない。
- ・ 施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの影響を把握しなければならない。これらへ影響が発生した場合は、直ちに監督職員へ報告し、その対応方法等について監督職員と協議しなければならない。
- ・ 攪拌の施工中に地下埋設物を発見した場合は、直ちに工事を中止し、監督職員に報告後、占有者全体の立会を求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。
- ・ 「セメント及びセメント系固結材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領（案）」（国土交通省）に基づき事前の調査を十分に行い、安全かつ適正な施工を行わなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。

☐ その他の地盤改良を行う。

1 1 イメージアップ関係

☐ 工事現場等のイメージアップを図る。

- ・ 住宅地内での施工となるため、周辺環境及び労働者の作業環境を考慮し、適切な処置を行うこと。

1 2 その他

☐ 工事現場発生品がある。

☐ 支給材料がある。

☐ 将来計画における注意点

☐ その他